



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 トーヨーカネツ株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 清田 重昭  
(コード番号 6369 東証第一部)  
問 合 せ 先 上席執行役員経理部長 藤吉 昭二  
(TEL 03 - 5857 - 3333)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 98 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 英文による社名表示を明確にするため、変更案第1条に規定化するものであります。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行なうものであります。

単元未満株式についての権利を単元株式と比して相当の範囲とするため、変更案第10条を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行なうことができるよう、変更案第15条を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行なうことができるよう、変更案第25条を新設するものであります。

社外監査役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を充分発揮できるようにするため、社外監査役との間にあらかじめ責任を法令に定める限度額内とする契約を締結できる旨、変更案第35条を新設するものです。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行なうものであります。

- (3) 会社法第939条1項の定めにより電子公告制度を採用する為に、現行定款第4条（公告の方法）を変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙の通りです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、トーヨーカネツ株式会社と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 油槽、水槽、低温タンク、圧力タンク、鉄骨橋梁、海洋構造物の企画、設計、製作、施工及び販売</li><li>2. 化学機械、動力機械、運搬機械の企画、設計、製作、施工及び販売</li><li>3. 建築工事、土木工事、管工事に関する企画、設計、製作、施工及び監理</li><li>4. コンピュータによる情報処理サービス並びにコンピュータに関するソフトウェアの開発及び販売</li><li>5. 不動産の売買、賃貸借、管理及びそれらの仲介</li><li>6. 金銭の貸付並びに有価証券の売買</li><li>7. 子会社・関連会社からの業務の受託</li><li>8. 前各号に附帯する一切の事業</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、トーヨーカネツ株式会社と称し、<u>英文では TOYO KANETSU K.K.と表示する。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) <u>取締役会</u></li><li>(2) <u>監査役</u></li><li>(3) <u>監査役会</u></li><li>(4) <u>会計監査人</u></li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は<u>2億9,700万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u></p> <p>2. <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。但し、「株式取扱規則」に定めているところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億9,700万株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(第9条2項に移設)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 <u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り等に関する取扱及びその手数料に関しては取締役会において定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社は株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿を名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当会社においてはこれを扱わない。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 10 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)<u>会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2)<u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3)<u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿代理人)</p> <p>第 12 条 <u>当社は、株主名簿代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿代理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿代理人に委託し、当会社においてはこれを扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 <u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載<u>または記録された株主または登録質権者</u>をもってその権利を行使すべき株主<u>または登録質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 <u>株主総会は、定時総会と臨時総会の二種とする。</u>定時総会は、毎年 6 月に招集し、臨時総会は必要ある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 13 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主</u>をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使<u>することができる株主</u>とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載<u>又は記録された株主又は登録株式質権者</u>をもってその権利を行使<u>することができる株主又は登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第 14 条 <u>定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 株主は、議決権を行使することができる<u>当会社の株主</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会の議長は取締役社長が当り、取締役社長に事故あるときは取締役副社長、取締役社長・取締役副社長が共に事故あるときは、他の取締役が代る。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 17 条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(決議)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2. <u>商法第 343 条の定めによる決議及び商法その他において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会の議事録には、議長及び出席した取締役が記名押印または電子署名する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="331 266 687 297">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="233 315 328 347">(員数)</p> <p data-bbox="225 362 786 394">第 16 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p data-bbox="233 459 381 490">(選任方法)</p> <p data-bbox="225 506 804 537">第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="272 553 782 775">           2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権</u>の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。            3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。         </p> <p data-bbox="233 889 328 920">(任期)</p> <p data-bbox="225 936 786 1061">第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="272 1077 786 1202">2. <u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="272 1218 786 1344">3. <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="233 1413 596 1444">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="225 1460 804 1541">第 19 条 会社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により</u>選任する。</p> <p data-bbox="272 1556 767 1731">2. <u>取締役会の決議により</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p data-bbox="928 266 1284 297">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="829 315 925 347">(員数)</p> <p data-bbox="821 362 1383 394">第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p data-bbox="829 459 978 490">(選任方法)</p> <p data-bbox="821 506 1401 537">第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="869 553 1386 822">           2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。            3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。         </p> <p data-bbox="829 889 925 920">(任期)</p> <p data-bbox="821 936 1383 1111">第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="869 1126 1386 1256">2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="829 1413 1193 1444">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="821 1460 1383 1541">第 22 条 会社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によって</u>選定する。</p> <p data-bbox="869 1556 1386 1731">2. <u>取締役会の決議によって</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日以前に発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(顧問、相談役及び支配人)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議により、顧問若しくは相談役または支配人を置くことができる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 24 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集等)</p> <p>第 23 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を<u>もって</u>行なう。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(顧問、相談役及び支配人)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議によって顧問若しくは相談役<u>又は</u>支配人を置くことができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 27 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 28 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の 3 日以前</u>に発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 29 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数で行なう。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の 3 日前まで</u>に発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終り、営業年度末日をもって決算期とする。</p>	<p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金は当該決算期の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定に従い、金銭の分配(中間配当)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 42 条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 ヶ年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</u></p>

(注)上記変更案は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会での決議内容ですが、本年 6 月 29 日開催予定の株主総会に付議する際には、文言の修正等を行う場合があります。

以 上